









リーフレット『「国外財産調書制度」のあらまし』（令和5年9月）の正誤表

○2枚目（裏面）のうち、二重下線を付した箇所が訂正箇所です。

誤	正
<p style="text-align: center;">誤</p> <p style="text-align: center; background-color: #e0f0ff;">国外財産調書の提出には、パソコンからの e-Tax をご利用ください！！</p> <p>① 利用者識別番号の取得 e-Tax をご利用いただくには、利用者識別番号（半角 16 桁の番号）が必要です。利用者識別番号は、パソコン又はスマホで WEB からマイナンバーカードを使って取得することができます。 なお、e-Tax ソフトを利用すれば、税理士の方が納税者ご本人の利用者識別番号を代理で取得して、国外財産調書を送信することもできます。 ・詳しくは、e-Tax ホームページの「ご利用の流れ」をご確認ください。</p> <p style="text-align: center;">【ご利用の流れ】</p> <p>② 電子署名 国外財産調書のデータをパソコンで送信する際には、そのデータについて、納税者ご本人の電子署名を付与していただいております。 <u>マイナンバーカードとスマホがあれば、お使いのパソコンに表示される QR コードをスマホにインストールした「マイナポータルアプリ」で読み取ることで、IC カードリーダーを使わずに電子署名を付与して送信することができます。</u> iPhone Android <u>なお、次の条件を全て満たすと、税理士の方が納税者ご本人に代わって送信することができます。</u> ・基本情報の税理士等の利用者識別番号欄等に税理士の方の情報を入力する。 ・税理士の方が申告・申請等データに電子署名を付与する。 ・税理士の方が申告・申請等データを送信する。</p> <p style="text-align: center;">【マイナポータルアプリ】</p> <p>③ e-Taxソフトのダウンロード（無料） <u>e-Tax ホームページから e-Tax ソフトをパソコンにダウンロードしてください。</u> 国外財産調書は「法定調書関係」の税目から作成できます。</p> <p style="text-align: center;">【QRコード認証】</p> <p>④ e-Tax ソフトの利用者ファイルの作成 マイナンバーカードを利用して e-Tax ソフトで利用者ファイルを作成してください。 ・e-Tax ソフト操作マニュアル</p> <p style="text-align: center;">【マニュアル】</p> <p>⑤ 国外財産調書データの作成・送信 「国外財産調書」及び「国外財産調書合計表」の画面イメージを利用して、国外財産の情報を入力します。 作成が終わったら、データに電子署名を付与し、住所地等の所轄税務署宛に送信してください。</p> <p>⑥ 受付結果の確認 送信後、受付結果（受信通知）が e-Tax のメッセージボックスに格納されますので、ご確認ください。</p> <p>⑦ 事前準備、送信方法などに関するお問合せ e-Tax ・作成コーナーヘルプデスク : 0570-01-5901 受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00 （休祝日及び 12 月 29 日～1 月 3 日を除きます。） お問合せの際には事前に、e-Tax ホームページ「よくある質問」をご確認ください。</p> <p style="text-align: center;">【よくある質問】</p> <p><small>QR コードは、株式会社デンソーウェアの登録商標です。 iPhone の名称は、米国及び他の国々で登録された Apple, Inc. の商標です。iPhone の商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき採用されています。 Android の名称は、Google LLC の商標です。</small></p> <p style="text-align: right;">令和5年9月</p>	<p style="text-align: center;">正</p> <p style="text-align: center; background-color: #e0f0ff;">国外財産調書の提出には、パソコンからの e-Tax をご利用ください！！</p> <p>① 利用者識別番号の取得 e-Tax をご利用いただくには、利用者識別番号（半角 16 桁の番号）が必要です。利用者識別番号は、パソコン又はスマホで WEB からマイナンバーカードを使って取得することができます。 なお、e-Tax ソフトを利用すれば、税理士の方が納税者ご本人の利用者識別番号を代理で取得して、国外財産調書を送信することもできます。 ・詳しくは、e-Tax ホームページの「ご利用の流れ」をご確認ください。</p> <p style="text-align: center;">【ご利用の流れ】</p> <p>② 電子署名 国外財産調書のデータをパソコンで送信する際には、そのデータについて、納税者ご本人の電子署名を付与していただいております。 <u>なお、電子署名は、IC カードリーダーライタを使用するほか、他メディアに保存された電子証明書を指定する方法で付与することができます。</u> <u>また、次の条件を全て満たすと、税理士の方が納税者ご本人に代わって送信することができます。</u> ・基本情報の税理士等の利用者識別番号欄等に税理士の方の情報を入力する。 ・税理士の方が申告・申請等データに電子署名を付与する。 ・税理士の方が申告・申請等データを送信する。</p> <p>③ e-Taxソフトのダウンロード（無料） <u>e-Tax ホームページから e-Tax ソフトをパソコンにダウンロードしてください。</u> 国外財産調書は「法定調書関係」の税目から作成できます。 <u>（注）e-Tax ソフト（WEB 版）は、国外財産調書データの作成・送信ができないことにご留意ください。</u></p> <p>④ e-Tax ソフトの利用者ファイルの作成 マイナンバーカードを利用して e-Tax ソフトで利用者ファイルを作成してください。 ・e-Tax ソフト操作マニュアル</p> <p style="text-align: center;">【マニュアル】</p> <p>⑤ 国外財産調書データの作成・送信 「国外財産調書」及び「国外財産調書合計表」の画面イメージを利用して、国外財産の情報を入力します。 作成が終わったら、データに電子署名を付与し、住所地等の所轄税務署宛に送信してください。</p> <p>⑥ 受付結果の確認 送信後、受付結果（受信通知）が e-Tax のメッセージボックスに格納されますので、ご確認ください。</p> <p>⑦ 事前準備、送信方法などに関するお問合せ e-Tax ・作成コーナーヘルプデスク : 0570-01-5901 受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00 （休祝日及び 12 月 29 日～1 月 3 日を除きます。） お問合せの際には事前に、e-Tax ホームページ「よくある質問」をご確認ください。</p> <p style="text-align: center;">【よくある質問】</p> <p style="text-align: right;">令和5年9月</p>